

議案第 6 4 号

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 使用月 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号。以下「公共下水道条例」という。）第3条第14号に規定する使用月をいう。</u></p> <p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事の施行は、<u>公共下水道条例第8条第1項</u>に規定する指定工事店でなければしてはな</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事の施行は、<u>亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）第8条第1</u></p>

らない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた農業集落排水事業の管理者（以下「他の市町村長等」という。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事は、この限りでない。

2及び3 [略]

(使用料の徴収)

第11条 市長は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、毎使用月にその使用月における処理施設の使用について、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により徴収する。

(使用料の算定方法)

第12条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める基本使用料金と従量使用料金との合計額とする。

項に規定する指定工事店でなければしてはならない。

2及び3 [略]

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める基本料金と人数割料金との合計額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により、毎月徴収する。

(特別な場合における人数割料金の算定)

第12条 [項を加える。]

<p>2 使用者が排除した汚水の量の算定は、<u>公共下水道条例第25条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「公共下水道」とあるのは、「処理施設」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 使用者が<u>使用月</u>の中途において処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における<u>別表第2に定める基本使用料金の算定</u>については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p>	<p>[項を加える。]</p> <p>使用者が<u>月</u>の中途において処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における<u>人数割料金の算定</u>については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

別表第1 田村地区浄化センターの項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第12条関係)

基本使用料金		従量使用料金	
汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルにつき)
5立方メートルまで	1, 100円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	22円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	165円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	187円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	214円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	247円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	286円
		500立方メートルを超えるもの	324円

別表第3 田村地区浄化センターの処理区域に属する区域の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(使用料算定方法の特例)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き処理施設を使用している場合の使用料は、汚水の量の算定期間が施行日前後にまたがる期間（以下「対象期間」という。）の使用に限り、その算定の基礎となる汚水の量が当該対象期間の各日に均等であったものとみなし、当該汚水の量を当該対象期間の日数で除したものに施行日から施行日以後最初の使用水量の測定の日までの日数を乗じたものを当該汚水の量として算定する。この場合において、基本使用料金は、施行日に使用を開始したものとみなして改正後の第12条第3項の規定を適用して算定する。